

# 図書館等の役割について

北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係

## I 定義

図書館法 第二条	「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。
-------------	--

### <図書館の法的基盤>



※1 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ（中略）なければならない。（第三条）

※2 社会教育法の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。（第一条）

### ○ 関連法・ガイドライン

- ・「学校図書館法」（昭和28年）
- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）
- ・「文字・活字文化振興法」（平成17年）
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）（令和元年）
- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年）

### ○ その他宣言等

- ・「図書館の自由に関する宣言」（（公社）日本図書館協会 1954年採択、1979年改訂）
- ・「ユネスコ公共図書館宣言」（1994年）
- ・「ランガナタンの図書館学の五法則」
- ・「これからの図書館像～地域を支える情報拠点を目指して（報告）」（2006年）

### <道内の公立図書館>

図書館のある自治体…106/179 (R4.4.1現在)

※「図書館」と「図書館同種施設」の違い  
 …著作権法第31条による複写サービスの可否

## 2 運営の基本（「図書館の設置及び運営上の望ましい基準 三）

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

## 3 図書館サービス

図書館法 第三条	図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
-------------	--

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

#### <図書館サービスの構成要素>

- ・資 料：利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努める。
- ・施 設：図書館サービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努める。また、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、必要な機器の整備、専用スペースの確保等に努める。
- ・職 員：図書館の館長として、図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。また、図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努める。

#### \*利用者

##### 映画に見る「公共図書館」

- ・「ニューヨーク公共図書館 エクス・リブリス」(2017年)
- ・「パブリック 図書館の奇跡」(2018)
  - ・・・住民の文化的拠点として描かれている。

#### 4 図書館の新たな課題

- ・読書バリアフリー法
- ・電子書籍貸出サービス
- ・多文化サービス